（廃止措置中の特定廃棄物管理施設の維持）

第十一条　法第五十一条の九ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に第三十五条の五の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第五十一条の九本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（定期事業者検査の実施時期）

第十二条　定期事業者検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、特定廃棄物管理施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、特定廃棄物管理施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

２　前項の判定期間は、原子力規制検査において、特定廃棄物管理施設（当該特定廃棄物管理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に

（溶接検査を受ける特定廃棄物管理施設）

第十一条　法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定廃棄物管理施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

二　放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管（前号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

三　胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ　液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ　イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

第十二条　法第五十一条の九第一項の規定により特定廃棄物管理施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地